

令和 5 年広審第 3 1 号

裁 決

モーターボート A モーターボート B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 3 人

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 1 月 8 日 0 7 時 2 7 分

広島県豊島西方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	モーターボート A	モーターボート B
総 ト ン 数			1.5 トン
登 録 長	11.60メートル		7.38メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関		ディーゼル機関
出 力	147キロワット		93キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「GPSプロッター」という。）、操舵室後方囲壁右舷側に別の舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年1月8日06時55分広島県安芸津港を発し、同県斎島南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室後方囲壁右舷側で舵輪の後方に立って操船に当たり、豊島北西方沖合を陸岸に沿って南下し、豊島大橋付近で前路を一見して船舶を見掛けず、07時25分半僅か前豊島大橋橋梁灯（C1灯）（以下「C1灯」という。）から186度（真方位、以下同じ。）240メートルの地点で、針路を182度に定め、機関を回転数毎分2,400にかけ、折からの潮流に抗して17.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、ほぼ正船首1,030メートルの

ところに、Bを視認することができ、同船がほとんど動かない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、豊島大橋付近で前路を一見して船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けずに続航し、07時27分C1灯から183度1,130メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に、後方から88度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には北方に向かう強い潮流があった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画の後部右舷寄りに舵輪及び機関操縦レバー、その左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備し、舵輪後方に操縦席を設け、汽笛を備えたFRP製小型兼用船で、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日06時30分広島県蒲刈港を発し、豊島南西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、06時40分前示釣り場に到着し、GPSプロッターを作動させ、機関を中立運転として漂泊しながら釣りを始め、潮流により圧流されていたので約4分ごとに、1分程度の潮上りを繰り返していた。

b 受審人は、07時25分C1灯から183度1,300メートルの地点で、西方に向首し、機関を中立運転として漂泊を始め、折から

の潮流により 0 1 0 度の方向に 2.4 ノットの速力で流されながら、同乗者は右舷船首部で、自身は右舷中央部でそれぞれ釣りざおを出して釣りを再開した。

0 7 時 2 5 分半僅か前 b 受審人は、C 1 灯から 1 8 3 度 1, 2 7 0 メートルの地点で、船首が 2 7 0 度を向いていたとき、右舷船尾 8 8 度 1, 0 3 0 メートルところに、A を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の船舶が漂泊している船舶を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続け、0 7 時 2 7 分僅か前右舷至近に A を認めたものの、どうすることもできず、B は、船首が 2 7 0 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は、船首部外板に擦過傷等を生じ、B は、右舷中央部外板に破口等を生じ、のち廃船処理された。また、B 同乗者が、左大腿不全切断による死亡と検案された。

(航法の適用)

本件は、豊島西方沖合において、航行中の A と漂泊中の B とが衝突したもので、衝突地点は瀬戸内海であるものの、海上交通安全法第 1 条第 2 項の規定により同法適用除外海域に当たることから、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第 3 8 条及び第 3 9 条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、豊島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、豊島西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者を死亡させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

b 受審人は、豊島西方沖合において、釣りを行う目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が漂泊している船舶を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船同乗者を死亡させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年9月5日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 永 本 和 寿

審判官 井 手 則 義

審判官 岩 崎 欣 吾